

契 約 書 (案)

(契約の目的及び対象施設)

第1条 受注者は、五泉浄水場ほか2施設を使用するために発注者が必要とする電力を安定的に需要場所に供給し発注者は、受注者にその対価を支払うものとする。

2 契約対象施設は、別紙1「電力供給施設一覧」のとおりとする。

3 その他供給条件等は、別紙2「電力供給仕様書」のとおりとする。

(電力供給期間)

第2条 電力を供給する期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(契約単価)

第3条 契約単価（消費税額及び地方消費税額を含む。）は次のとおりとする。

【五泉净水場】

常時電力基本料金単価	円／キロワット・月
予備電力基本料金単価	円／キロワット・月
電力量料金単価	円／キロワット時
夏　　季	
その他季	円／キロワット時
ピーク時	円／キロワット時
夜　　間	円／キロワット時

【東部淨水場】

常時電力基本料金単価	円／キロワット・月
電力量料金単価	円／キロワット時
夏 季	円／キロワット時
その他季	円／キロワット時
ピーク時	円／キロワット時
夜 間	円／キロワット時

【村松浄水場】

常時電力基本料金単価		円／キロワット・月
予備電力基本料金単価		円／キロワット・月
電力量料金単価	夏　　季	円／キロワット時
	その他季	円／キロワット時
	ピーク時	円／キロワット時
	夜　　間	円／キロワット時

※夏季とは、7月1日から9月30日までの期間をいい、その他季とはそれ以外の期間をいう。

※ピーク時間とは、夏季の午後1時から午後4時までの時間をいう。ただし、下記【休日等】に定める日の該当する時間を除く。

【休日等】日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、1月4日、4月30日、5月1日、5月2日、12月29日、12月30日、12月31日

※昼間時間とは、午前8時から午後10時までの時間をいう。ただし、ピーク時間および【休日等】に定める日の該当する時間を除く。

※夜間時間とは、ピーク時間および昼間時間以外の時間をいう。

- 2 本契約の締結後、経済事情の変化等により契約単価が不適当となったときは、発注者と受注者が協議のうえ、当該契約単価を変更することができる。
- 3 この契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって、消費税額及び地方消費税額に変動が生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ、消費税額及び地方消費税額を変更できるものとする。

(単位及び端数処理)

第4条 契約電力及び最大需要電力の単位は1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

- 2 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
- 3 力率の単位は1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- 4 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てる。

(契約保証金)

第5条 発注者は、本契約に係る受注者が納付すべき契約保証金を全額免除する。

(権利義務の譲渡等)

第6条 受注者は、本契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の承諾を受けた場合は、この限りでない。

(契約電力)

第7条 各月の契約電力は、その1ヶ月の最大需要電力と前11ヶ月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

(予定使用電力量及び使用電力量の増減)

第8条 発注者の予定使用電力量は別紙1「電力供給施設一覧」のとおりとする。

- 2 発注者の使用電力量は、都合により前項の予定使用電力量を上回り、又は下回ることができるものとする。
- 3 予定使用電力量はあくまで予定であり、増減があったとしても電力基本料金単価及び電力量料金単価の変更は行わない。

(計量及び検査)

第9条 計量日は原則として毎月1日0時とし、受注者は計量日に計量器によって記録された値の読みにより使用電力量を算定し、発注者の指定する職員の検査を受けなければならない。

(料金の算定)

第10条 料金の算定は原則として1ヶ月（前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間をいう。）の使用電力量により行う。

- 2 常時電力基本料金は、常時電力基本料金単価に契約電力を乗じ算出するものであるが、当該月の力率が85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき常時電力基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その1パーセントにつき常時電力基本料金を1パーセント割り増しするものとする。
- 3 燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金及び予備電力料金は当該地域を所管する旧一般電気事業者（みなし小売電気事業者）と同単価で算出した額を加算して支払うものとする。
- 4 電力未使用月における常時電力基本料金単価は半額とする。

(電気料金の支払)

第11条 受注者は、各月毎に料金を請求することができる。施設ごとに行うものとし、施設ごとに請求書を発行すること。

- 2 前項の電気料金は、第7条に定める契約電力に第3条に定めた契約単価を乗じて得た額（ただし、力率割引割増を行う場合は、力率割引割増をして得た額とする。）と当該月における使用電力量に第3条に定めた契約単価を乗じて得た額（ただし、燃料費等調整を行なう場合は、燃料費等調整額を加え、又は差し引いて得た額とする。）に割引等がある場合はそれを合算した額（当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた金額とする。）とする。
- 3 発注者は、第1項の請求書を受領したときは、当該請求書が適法と認められる場合は、これを受理した日から30日以内に電気料金を受注者に支払うものとする。

(契約の解除)

第12条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部または一部を解除することができる。

- 1 受注者が天災その他不可抗力の原因によらないで、長期間電力の供給をする見込がないことが客観的に明らかとなったとき。
- 2 本契約の履行に関し、受注者に不正の行為があったとき。
- 3 前各号に定めるもののほか、受注者が本契約条項に違反したとき。

(損害賠償)

第13条 受注者は、故意又は重大過失により、発注者又は第三者に損害を与えた場合、損害の賠償をしなければならない。但し、原因が発注者の管理上の責任による時はこの限りでない。

(秘密保持)

第 14 条 受注者は、業務実施にあたって知り得た発注者の秘密は、これを第三者に漏らしてはならない。また、業務実施に必要とする区域以外に無断で立ち入ってはならない。なお、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第 15 条 受注者は、この契約による業務を遂行するための個人情報がある場合は、その保護の重要性を認識し、個人の権利、利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなくてはならない。

(法令の遵守)

第 16 条 この契約の執行について、発注者と受注者は関係法令を遵守し信義に従い誠実にこれを行わなければならない。

(疑義等の決定)

第 17 条 この契約に定めのない事項については、五泉市契約事務規則（平成 18 年五泉市規則第 49 号）によるほか、受注者が定める規定等があるときは規定等によるものとする。規定等がないとき又は疑義が生じたときは発注者と受注者の協議のうえ決定する。

この契約の締結を証するため本書 2 通を作成し、発注者と受注者が記名押印のうえ各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 新潟県五泉市村松乙 130 番地 1

五泉市上下水道局

五泉市長 田邊 正幸

受注者